

平成 30 年 8 月 13 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の
更新及び一部変更について（お知らせ）

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の更新及び一部変更について、
下記のとおりお知らせします。

記

- 1 平成 30 年 7 月 13 日付け（保医発 0713 第 1 号）『診療報酬請求書等の記載要領等について』等の一部改正について」に係る記録条件仕様の更新内容

医科用「別表 9」、DPC 用「別表 9」、歯科用「別表 11」及び調剤用「別表 7」の「レセプト特記事項コード」のコード「17（上位）」、「18（一般）」、「19（低所）」及び「22（多上）」の備考欄に「平成 30 年 7 月診療以前分に限る。」を追記し、注記 2 として「『備考』欄の記載がある項目は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』等の一部改正について」（平成 30. 7. 13 保医発 0713 第 1 号）に基づき、平成 30 年 8 月診療以降分は記録しない。」を追加した。

- 2 記録条件仕様の一部変更内容

- (1) 「レセプト共通レコード」（RE）の注 3

（医科用）

【変更前】～“ˆ”（ダッシュ、文字コード「814c」）及び～

【変更後】～“—”（ダッシュ、文字コード「815c」）及び～

（DPC 用・歯科用・調剤用）

【変更前】～文字コード「814c」及び～

【変更後】～文字コード「815c」及び～

- (2) DPC 用「同一疾病等での再入院に係る取扱い」

ア 「診断群分類レコード」（BU）「今回退院年月日」項目「記録内容欄の 3」

【変更前】～また、診断群分類番号の上 2 桁が同一である診断群分類での 7 日以内の再入院が行われた場合も記録を省略する。

【変更後】～また、「7 日以内の再入院」の場合も記録を省略する。

イ 「患者基礎レコード」(KK)「入退院情報」の「前回退院年月日」項目の「記録内容欄の1」

【変更前】～ただし、診断群分類番号の上2桁が同一である診断群分類での7日以内の再入院が行われた場合は、～

【変更後】～ただし、「7日以内の再入院」が行われた場合は、～

ウ 「外泊レコード」(GA)「翌月再入院(転棟)予定の有無」項目の「記録内容の1」

【変更前】～診断群分類番号の上2桁が同一である診断群分類での7日以内の再入院(転棟)が行われる予定がある場合は～

【変更後】～「7日以内の再入院」の場合は

エ 「診断群分類レコード」(BU)、「患者基礎レコード」(KK)及び「外泊レコード」(GA)の注記の追加

【追加】「7日以内の再入院」とは、平成30年3月20日付け保医発0320第3号「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」第3.1.(7)同一傷病等での再入院に係る取扱いに基づく7日以内の再入院があった場合をいう。

(3) 調剤用「摘要薬学管理料」

ア 「基本料・薬学管理料レコード」(KI)の「摘要薬学管理料」の「前回調剤年月日」項目の「記録内容の1」

【変更前】算定した薬学管理料の対象となる調剤日を和暦で年号区分コード(別表4)を含めて記録する。

【変更後】前回調剤年月日を必要とする薬学管理料を算定した場合は、その対象となる調剤日を和暦で年号区分コード(別表4)を含めて記録する。

イ 「基本料・薬学管理料レコード」(KI)の「摘要薬学管理料」の「前回調剤年月日」項目の「記録内容の3」の追記

【追加】その他の場合は、記録を省略する。

ウ 「基本料・薬学管理料レコード」(KI)の「摘要薬学管理料」の「前回調剤数量」項目の「記録内容の1」

【変更前】算定した薬学管理料の対象となる調剤数量(投薬日数)を記録する。

【変更後】前回調剤年月日を必要とする薬学管理料を算定した場合は、その対象となる調剤数量(投薬日数)を記録する。

エ 「基本料・薬学管理料レコード」(K I)の「摘要薬学管理料」の「前回調剤数量」項目の「記録内容の2」の追記

【追加】その他の場合は、記録を省略する。

オ 「基本料・薬学管理料レコード」(K I)の「摘要薬学管理料」の備考欄の追記

【追加】調剤を行っていない月に算定可能な薬学管理料と前回調剤年月日及び前回調剤数量を必要とする薬学管理料は、注2を参照。

カ 「基本料・薬学管理料レコード」(K I)の注記の追加

【追加】摘要薬学管理料を記録する場合に、前回調剤年月日及び前回調剤数量の記録を要するものは次表のとおり。

項番	調剤を行っていない月に算定する場合は 摘要薬学管理料として記録する薬学管理料		摘要薬学管理料に 併せて記録する項目	
	区分	調剤行為名称等	前回調剤年月日	前回調剤数量
1	14の3	服用薬剤調整支援料	不要	不要
2	15	在宅患者訪問薬剤管理指導料	要	要
3	15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		
4	15の3	在宅患者緊急時等共同指導料		
5	15の5	服薬情報等提供料		